

# パブリックコメント手続の流れ

## パブリックコメント手続の対象となる政策

- ・ 市の基本的政策を定める総合計画等の計画の策定又は改定
- ・ 各行政分野の施策の基本的方針又は基本計画の策定又は改定
- ・ その他、実施機関が特に必要と認めるもの

※ 下記に該当する場合、本手続きは実施されません。

- ・ 迅速性、緊急性を要するもの
- ・ 裁量の余地がないもの
- ・ 意見を聴取する手続きが法令等によって定められているもの
- ・ 大幅な改正や基本的事項の改正を伴わない内容が軽微なもの

パブリックコメント実施の予告

(広報、ホームページ等)

## 公表内容

- ・ 政策の案及びその概要
- ・ 政策案を作成した趣旨、目的及び背景
- ・ 政策案に関する資料

## 公表方法

- ・ 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
- ・ 市のホームページへの掲載



## 意見の募集

- ・ 実施機関が指定する場所への書面等の提出
- ・ 郵便
- ・ ファクシミリ
- ・ 電子メール
- ・ その他実施機関が適当であると認める方法

※ 住所、氏名又は団体名、電話番号は必ずご明記ください。

募集期限  
公表より 30 日  
以上



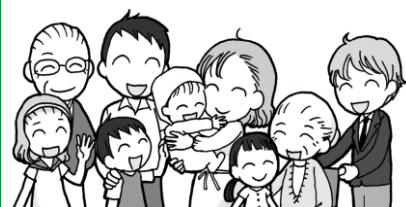
政策等の策定の意思決定

## 結果の公表

- ・ 提出された意見の概要
- ・ 意見に対する実施機関の考え方
- ・ 案を修正した場合は修正内容及び理由

## 公表方法

- ・ 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
- ・ 市のホームページへの掲載



政策等の策定又は改定